

令和6年度予算における支え合い活動への支援について

1. 居場所づくりを行う団体への補助
2. 生活支援団体への補助

4. 地域の支え合いに対する支援

01 高齢者の地域活動への支援

拡充

4,047 千円

民生局福祉こども部
福祉総務課

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、仲間づくりや地域の困りごとの解決のための活動経費を助成します。

(新)居場所づくりを行う団体への助成

- ・ 補助内容 基準額 1 団体10万円
活動数などに応じて助成金を増額

(拡)生活支援の活動を行う団体への助成

- ・ 補助期間 最長6年→上限なし
- ・ 補助内容 基準額 1 団体3万円
活動数などに応じて助成金を増額



居場所づくりを行う団体への支援（新規）

概要

高齢者を始めとした様々な人が気軽に参加することができる居場所づくりを住民が主体となって行う場合に活動費の一部を補助

要件

- ◆ 空き家、商店街の空き店舗、事業所の空きスペースで実施するもの
- ◆ 月4回以上又は年間40回以上を開催するもの
- ◆ 高齢者の参加がおおむね5名以上見込めるもの
- ◆ 特定の活動、地域、属性を問わず参加できるもの ほか

⇒ 町内会館・自治会館、コミュニティセンターで行われるサロン等との差別化

⇒ コミュニティカフェのようなものを想定

箇所目安

令和6年度から3年間で6か所



生活支援団体への補助（拡充）

概要

有志の地域住民によって組織される生活援助等を行う団体の活動費の一部を補助

変更点

住民主体型訪問サービス事業

要支援者と事業対象者の介護予防や自立に向けた多様なサービスを提供する事業

組み
換え

地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の支援を行う事業

- 要支援者と事業対象者が利用できるサービスを増やす
- 補助金は6年間の上限として、その後は自立して活動してもらう

延長
弾力化

- 高齢者であれば誰でも利用できるサービスを増やす
- 補助金の上限を設けず、長く活動できるように継続的に支援する

住民主体型訪問サービス事業では、補助金を交付することができなかった部分
多くの団体からご要望をいただいている状況を踏まえて、柔軟に補助金を活用できるよう変更

- 生活支援に加え、集いの場などの活動も補助支援する
- 高齢者が活動者ならば、障害者や子ども向けの支援活動も補助する

今後のスケジュール

●居場所づくりを行う団体への補助

| 項目 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|-----|----|----|------|
| 介護保険運営協議会、市議会等での説明 | → | | | | | | 中間報告 | | | | | | 最終報告 |
| 既存団体、相談を受けている団体に周知 | | → | | | | | | | | | | | |
| 生活支援コーディネーターに周知 | | → | | | | | | | | | | | |
| 一般周知 | | | → | | | | | | | | | | |
| 申請期間 | | → | | | | | | | | | | | |

今後のスケジュール

●生活支援を行う団体への補助

| 項目 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---------------------|----|--|----|----|----|----|------|-----|-----|-----|----|----|------|--|
| 介護保険運営協議会、市議会等での説明 | → | | | | | | 中間報告 | | | | | | 最終報告 | |
| 既存団体、立ち上げ見込み団体への説明会 | → | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【説明会】 3月27日(水) 大津コミュニティセンター 3月28日(木) 久里浜コミュニティセンター 3月29日(金) 横須賀市役所 </div> | | | | | | | | | | | | |
| 生活支援コーディネーターに周知 | | → | | | | | | | | | | | | |
| 一般周知 | | → | | | | | | | | | | | | |
| 申請期間 | | → | | | | | | | | | | | | |